

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第5回）

1. 日 時 平成29年7月25日（火）14:00～16:00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，亀井委員，金野委員，高橋委員，田辺委員，中川委員，原委員，藤井委員，藤田委員，湯浅委員（計12人）
外部有識者 半田 これからの時代国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ座長（計1名）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参事官（建造物担当），軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計12人）
4. 議事等

【山本調査会長】 皆様，こんにちは。日々猛暑の中，御出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので，ただいまより第5回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催いたします。

本日は，本調査会が設置されております美術工芸品ワーキンググループにおける議論の進捗状況の報告と，それから，せんだって議論していただきましたけれども，企画調査会

でのこれまでの議論を踏まえました、文化財保護制度の見直しの方向性について引き続き議論を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに事務局から事務連絡と配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様、本日御出席いただきましてありがとうございます。伝統文化課課長補佐の菅野でございます。

まず初めに事務局の人事異動について御報告をさせていただきます。7月11日付けで伝統文化課長に高橋が着任しておりますので、御報告いたします。

【高橋伝統文化課長】 高橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【菅野伝統文化課課長補佐】 また、7月20日付けで伝統文化課専門官に赤間が着任しております。

【赤間伝統文化課専門官】 赤間でございます。よろしくお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧くださいませ。本日の資料ですけれども、資料は資料1番から3番までです。資料1番が、美術工芸品のワーキンググループの論点整理の資料、それから資料2番が、これまでのヒアリング・意見交換における意見等、それから資料3番が、制度見直しの方向性の案ということです。それから参考資料は、今回は1番から11番まで、これは前回、各先生方から御意見をペーパーで頂戴しておったかと思うのですけれども、今回の参考に関連する議論かなと思われましたので、資料8以降に、前回提出いただきました資料と同じものを改めて配布させていただいております。過不足等ありましたら事務局までお申し付けくださいませ。よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 資料はよろしゅうございましょうか。

それでは議事の1に入りたいと思います。「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方に関するワーキンググループの論点整理骨子（案）について」、議事を行いたいと思います。

きょうは美術工芸品ワーキンググループでの議論の状況につきまして、ワーキンググループの半田座長にもお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは座長より御報告、よろしくお願いいたします。

【半田委員】 皆さん、こんにちは。日本博物館協会の半田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

冒頭、御案内がありました資料1に、ワーキンググループからの論点整理、骨子（案）を

付けさせていただいておりますが、1点、誤植がありましたので、最初に訂正を願いたいと思います。6ページの(2)の「文化財を確実に継承するための環境整備」の項でございますけれども、四つ目の丸の2行目の後ろの方、「一般の人たちにも障害でも」というふうにあります。が、「少額」に御訂正いただきたいと思います。大変失礼いたしました。

この骨子(案)につきましては、今回、案としてお示しするわけですが、私どもワーキンググループがこれまで3回、国宝・文化財等の文化財の所有者の方、文化財修理に関わる選定・保存技術団体の方、また様々な展覧会を実施するマスコミの代表の方からもヒアリングを行いながら審議を重ねてまいりました。その過程について、少し総括的なお話を冒頭させていただきたいと思います。

私どもワーキングの中で、保存と活用あるいは公開という概念につきましては、対立した用語とは捉えずに、それを前提に、今に残された文化財を未来に引き継ぎつつ最大限に活用を図るということは、博物館、美術館、そして文化財の保存・修復等に携わる方々にとって最も重要な責務であるとの認識を共有した上で、審議を行ってまいりました。具体の議論につきましては、保存も公開も文化財の活用という目標においては最も重要な要素の柱であると捉えさせていただき、これら二つの柱が車の両輪としてバランスよく機能して初めて、人類の掛け替えのない文化財を未来に受け継ぎ、なお今を生きる人々に感動を与え得る生涯学習の素材として利用され、また観光資源としての役割を発揮し得るものであることを、ワーキングの審議の中で再認識させていただいたところです。こうした考え方につきましては、今回の検討で初めて生まれたものではもちろんなく、古くからの日本の文化風土の中で目通し・風通しと言われる曝涼等も含め、公開も視野に入れた知恵で培われてきたものでございます。文化財の保存・活用に関わる関係者、あるいは博物館・美術館の世界においても重ねて議論され、いかに地域振興や観光と連携を取りながら地域等の活性化に資するかは、今でも関係者に共通する大きな目標と認識されているところです。

一方で、その目標が思うように達成されていない要因となる課題として、文化財の関係業界は、博物館、美術館や関係機関の財政難、人員不足、施設・設備の老朽化、後継人材養成等を掲げてきたわけでございますけれども、昨今、更に多発する大規模災害から文化財をいかに守るのかという課題も喫緊の検討事項かと思っております。

本日、論点整理事項として提示させていただく多くの課題は、既に長年にわたり繰り返し指摘を続けてきたところであると認識をしております。この場で、文化財の公開、あるいは狭義な意味での活用推進に対し、文化財所有者、博物館、美術館をはじめとする関

係者は、何ら後ろ向きな姿勢ではなく、展示以外の手法も含めた活用を使命として取り組んでいることを、ここで改めて表明させていただくとともに、使命達成のためには車の両輪がしっかりと連動することが大前提であって、その前提が崩れた状態で今後に向かうということは、大切な過去の文化財を未来につなぐという我々の最も重要なミッションについて大きな禍根を残すことになるという危機感も、併せて持ち合わせているというところでございます。その上で、今回の検討においては、車のいずれかの車輪が置き去りにされたまま見切り発車することだけはあってはいけないと認識しているという点が、ワーキンググループの総意でございます。

今日に残された日本の文化財が、我々の歴史文化のアイデンティティーのよりどころとして、千年、数千年の時を超えて人々に感動を与え続けているのは、単なる偶然として文化財が残ったということではなくて、残してきた人々のたゆまぬ努力の結果であることを、ワーキンググループ一同、いま一度確認した上で、今回のテーマに向き合い、社会からの幅広い理解を得るとともに、具体の方向性を導く責務を持っていると考えております。

本日は、これまでの主な御意見を中心に、審議途中の論点を骨子案としてまとめさせていただいたものを御報告するというところでございます。本日、企画調査委員会におきまして忌憚のない御意見を頂いた後に、8月上旬に予定されているワーキンググループにおいて論点整理を行う予定でございます。

以上、これまでの審議状況、それからワーキングの総意について概略を御説明しました。あとは資料1の方の論点整理、骨子の案に基づきまして、御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。議論の前提といたしましうか、これからの考え方、前提などについても含めて御報告いただきました。まだ審議途上ということで、本日のここでの議論を踏まえて更に検討していただくということでございますので、少し大部なものになっておりますけれども、目を通していただきまして、コメントなど頂ければと思ひます。関係の方も随分いらっしやると思ひますので、いかがでしょうか。どうぞ。

【岩崎委員】 岩崎です。幾つかワーキングから出していただきました論点について、お尋ねをしたいというか、意見を述べたいと思ひます。

まずは、本当に短い時間の中で、保存と活用と車の両輪で、両方がしっかりと維持できるような形でという方向でまとめていただいたこと、感謝したいと思ひます。

その上で幾つか気になったことがありましたので、お尋ねしたいのですけれども、1番の

「基本的な考え方」につきまして、「現状・課題」の一番最初の丸ですね。これは、文化財の活用に対する社会的なニーズの多様化ということと、それから博物館等への期待ということとが、両方一緒に書かれているように思われるのですが、文化財そのものの活用ということと、それから博物館の役割というのは、重なっている部分もありますし、ちょっとずれている部分もあるように思うので、この辺は少し腑分けをした方がいいのではないのかなという気がしました。とりわけ文化財に関しては、これまで文化庁、それから地方自治体の文化財保護課を中心にしながら様々な取組がされてきていますので、そういうことも踏まえながら、文化財の保護行政と、それから博物館等の流れの中の活動といえますか、そういう形でまとめることができるのか、できないのかというあたりをお尋ねしたかったということの、まず第1点です。まず、ここでいいでしょうか。

【山本調査会長】 半田先生、今のはいかがでしょうか。

【半田委員】 今の御指摘の、文化財の活用という社会的なニーズの多様化と、博物館における博物館としての役割は、別項でというか別扱いで整理した方がいいという御指摘だと思います。かなりダブっている部分があるかと思うのですが、その中で、博物館あるいは美術館に求められている文化財の活用については、冒頭申し上げましたように、ワーキングの中では、保存と公開というものは対立軸にあるわけではなく、特に博物館のような機能の中においては、保存をしていくことが活用の一環でもあり重要な柱であると位置づけをしていますので、その辺を、社会の一般的なニーズの多様化と分かるように整理をさせていただきたいと思います。

【山本調査会長】 では引き続き。

【岩崎委員】 それで、今の論点というのは、実はこれはこの会議に入ってからずっと気になっていたことなのですが、国宝・重要文化財を所有しているのは、国だけでもないし自治体だけでもないし博物館だけでもない。とりわけ美術工芸品については、私的なといいますか、寺社とか、そういったところが結構たくさん持っていますので、私的に持っているところに保存・活用などと言うことが、どの程度、どんなふうにすみ分けられるのかというようなことも問題としてはあるのかなと思うので、公有なのか、そうではないのかというあたりも、ちょっと念頭に置いた議論が必要なのではないかと思いますので、ちょっとそのようなことをお話ししました。

あと、それから「基本的な考え方」の3のところに、「文化財の保存・継承の重要性」というのがございます。それで、何ゆえ文化財を保存するのかという、保護と活用というこ

とを両輪で考えたときにはとても重要な項目になると思うのですけれども、この中を幾つか見ていきますと、文化財を公共財としてというような、そういうくくりというか捉え方が幾つか示されているのですけれども、文化財とは何かという部分で、少し公共財まで踏み込むような、そういう定義というのですか、そういうものを入れてはどうかとちょっと思ったんです。それは先ほどの、私的な所有の文化財ということにも関わるのですけれども、何ゆえ補助金を、個人というか、個別の寺社が持っているものに対して出すのかという、それはやっぱり公共財であるからだと思うのです。日本の文化におけるかけがえのない財産であるからということだと思うので、少しこの定義というところを、もう一つ、公共財というところまで含めて、公共財という言葉がいいのかどうか分からないですけれども、文化財とはどういうものなのか、何ゆえ継承していく必要があるのかというあたりのところを入れていただけるといいのかなと、ちょっと思っていました。

あと、それから、続けてよろしいですか。

【山本調査会長】 はい。

【岩崎委員】 2番目の方の、「今後の取組の方向性」というところに関してなのですが、これは先ほどもちょっと言ったのですけれども、文化庁、それから自治体の文化財保護課というのが、これまで様々活動をしてきているのですけれども、今後の方向性に関わっては、そういうものが余り入ってきていないように思うんです。自治体に対してどんなことを期待するのか、あるいは国がこれからどんなふう振る舞っていくべきなのかという、そういうあたりをもう少し踏み込んでいただくとありがたいなという印象を持ちました。

あと、それからすごく気になっているところが、4ページの先端技術についての議論です。私もこういう先端技術に関わる展覧会とかイベントを今まで何回か経験してきているのですけれども、この技術をどんなふうに使えようかという発想ではなくて、博物館あるいは文化財をよりよく活用するために、この先端技術がどう使えるかという、ちょっと逆転させる必要があるのではないかなと、思っているところがあります。それはどういうことかという、極めて高精細な西洋美術の展覧会をしたことがあるのですけれども、来た人は誰も観賞していないんです。それで、いかに高精細かというところを見て帰るんです。なので、こういうデジタル技術というものが、美術品あるいはこういう文化財というもののアクセスということをつなぐ媒介として、どこまで力を持っているか、手段として有効な方法であるかということは、やっぱり少し慎重に考える必要があるのではないかなと思う

んです。先端技術があるからそれを文化財に使ってみるというふうな話ではなくて、文化財保護といった場合に、あるいは本物の文化財の代替品というふうに考えた場合に、どこまで果たしてデジタル化したものが有効なのかということについての検証というのは必要だと思いますし、どういう目的において、こういう技術が使えるのかという、ちょっと逆転させた考え方というのをした方がいいのではないかなという。これは常々博物館に勤めていて思っているところなので、この点をもう少し整理していただくとありがたいかなと思います。

私の経験上は、子供たちや社会人の方と接する中で、現物を見せたり、あるいはデジタル写真を見せたりというようなことがよくあるのですけれども、物の力というのはすごく大きいです。やっぱり本物の力というのは、デジタルのものを圧倒します。例えばそのデジタルを、観光資源として日本が持っている文化財を広くアピールする。そういうときには、そういうデジタル技術というのは物すごく有効かなと思うのですけれども、例えば博物館が基本的に持っているような、社会教育という目的に立った場合に、やはり現物を見せた方が、よほど、何というのですか、子供たちあるいは一般の人たちにも訴える力がある。何のためにこれを使うのかというふうな、何かそういうところで1回、もう一度考えていただくとありがたいのかなというふうな印象を持ちました。ひとまず以上です。

【山本調査会長】 半田委員、何かコメントはありますでしょうか。

【半田委員】 今、岩崎委員の方から御指摘のあった点については、ワーキングに持ち帰って検討するべき事項もあろうかと思えます。その中で、先端技術、高精細の複製とかいうものに対してのワーキングでの議論の中では、オリジナルをダメージのリスクから守るために、そうした技術が、オリジナルの資料の代用として、その魅力を発信するためある程度は役に立つという議論があった反面で、先端技術として高精細のデジタル技術だけで複製を作ることではなくて、やはりオリジナルと、同じ素材と同じ技術を持つ非常に精巧な複製を作ることによって、オリジナルと同じ質・技術で作られた複製を新たな文化財として活用することも、これからの時代、必要になっていくだろうということも議論しました。そのなかで、こうした複製の制作・補修の技術を継承するという点も含め、トータル的に見て、複製というものをどういうふうにご利用するのか、その中に先端技術をどういうふうに活かしていくのかということも議論するべき点という点は、ワーキングの中でも出ておりますので、もう一回整理をさせていただきたいと思えます。

【山本調査会長】 よろしくお願ひします。ほかに。では亀井委員、どうぞ。

【亀井委員】 ワーキングでの議論の整理，多方面にわたって非常にうまくまとめられていると思うのですが，岩崎先生も言われましたように，活用すべき美術工芸品の文化財の所有区分については，もう少し明確にした方がいいのかなという気がいたします。と申しますのは，美術工芸品の大半が，特に仏像などはそうですけれど，宗教，信仰の対象なわけです。したがって，そういうものを美術品として見るということではなくて，やはりその背景にある仏教美術，仏教文化ということを具現できるような形の尊厳といいますか，区分が必要なのかなというふうにいたします。したがって，表現の中で，いわゆる信仰の対象であるというような文言をどこかに入れておいていただきたい。魂を抜かれて博物館に単なる美術品として存在しているものについては，いわゆる文化財としての表現でもいいかと思えますけれども，その辺の区別をしていただきたいのが一つ。

それから，いわゆる模写ですけれども，クローン文化財とか岩崎先生が言っておられますけれど，それはそれで，一方で先端技術を使うことはいいと思います。美術工芸品で，小島曼荼羅図という大きな絵がありましたよね。あれを，復元模写という形で関わった，画家たち，作家たちがおるのです。そういうことをすることによって，いろんな技法が分かり，技術的な発見にもなると言っておられました。それがまた展示の方にも生かされて，これはこういう技法で作られておりますということで，作品を觀賞する上で非常にプラスになるということがございます。したがって，先端技術を使って同じようなものを作る。それはそれでいいですけれども，同時に復元模写というか，人の手によって復元することとも併せて考えていただければ，これは日本の文化財の作成過程において，いろんな発見が出てくるかと思えます。今まで以上に，美術品の中で生き残っている作品が果たした役割というのが物すごく光ってくるのではないかと思います。

それと，予算的なこともいろいろ書いてございますけれども，博物館で展示する場合は，やはりそれなりの美装化といいますか，余り好きな言葉ではないのですが，施していただく必要があると思うんです。私，東博の隣におりますので，いろんな展示を見るのですけれど，見るにつけ，きちんと表装されている，いわゆる修理が行き届いている作品と，そうでなくて，もう見るも無残なものだけでも，類似作品としてどうしてもその場で展示しなければならないというようなものも展示されているわけです。そして，それは，幾ら日本の文化を紹介するということであっても，外国の方が見たらいかがなものかということもありますので，少なくともそういうものを展示するに当たって，博物館，美術館の方で，潤沢ないわゆる応急修理費を持っていただいて，ある一つのストーリーに基づいた展

開ができるような、事前の準備ができるような予算が確保できるといいかなと思います。もちろん、個々の所有者の持っているものの修理というのは要綱に基づいてやればいいわけですが、博物館・美術館で展示する場合には、少なくとも余りにも見苦しいようなことにならないような十分な手立てというのをしていただければと思っております。

それから、もう一つ最後に気になるのは、中間報告の3ページの(3)「近代の重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方について」というような、1行も議論されていない……。恐らく時間の関係でというふうには思うのですが、実は近代の文化財というのは、非常に重要な、多岐にわたる複雑な社会的な背景と、保存に向かったの様々な課題がございます。美術工芸品では歴史資料という分野で分けられておりますけれど、これはとても歴史資料という範疇には手に負えない、いわゆるシステムであるとか装置であるとか機械であるとか、一つの大きな新しい概念で対応しなければならないものと思っております。したがって、ここで全くの空欄になるというのは残念なことで、少なくとも問題意識は持っている。それについては、将来的に引き続き検討していくのだというような方向性もちょっと出していただきたいなと思っております。以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。半田先生、いかがでしょう。

【半田委員】 ありがとうございます。今、委員から御指摘のありました文化財の所有区分につきましては、ワーキングの方でも結構時間を掛けて議論されたところでございます。所有者として寺社の関係者もワーキングの中に入っておられまして、同じ文化財であっても、実際置かれている環境が、信仰の対象として使われているものもある一方で、また逆に博物館にコレクションとなっているなど、様々なシチュエーションの中に文化財は置かれているということに対する配慮はもちろん必要だということを踏まえて、今後の議論は展開していこうというコンセンサスはできていると思っております。

2番目の復元模写につきましては、先ほど申し上げましたとおり、素材も技術も同じように復元するということの大切さも、やはりきちっと指摘していこうと考えてございます。それから美装化につきましても、修理と本格修理というところと、もう一つは美装化について、委員もおっしゃったように、その言葉が適切かどうかはともかく、そういった類いのメンテナンスも非常に重要だという位置づけはワーキングとしても認識しているところでございます。

それから最後の、近代の重要文化財等につきましては、御指摘のとおり、ちょっと時間がなくて、掘り下げることが正直できませんでした。しかしながら、委員御指摘のように、

非常に複雑に関連し合う産業技術も背景に組み込まれている近代以降の指定物件等の文化財につきましても、何らかの基本的な方向性を出せるように努力してまいりたいと考えます。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。まだございますか。では。

【藤井委員】 藤井でございます。今までも御指摘があったと思うのですが、先端技術と連携した文化財の新たな公開・活用方策というところで、これはデジタルアーカイブとか高精細レプリカという、それは実物の複製若しくはデジタルアーカイブというのを問題にしていると思うのですが、今、現実起きていて、私は建築なものですから、そうしますと、例えば障壁画を安全若しくは減らないようにしよう、劣化を防ごうと思うと、別室に保管して、建物、重要文化財あるいは国宝の中から、美術品、絵画がなくなっていく。それから近年では、建造物を修理した後に仏像が戻らない。収蔵庫に入ってしまう。それで、空っぽの状態になっているという。これは要するに複数のジャンルの文化財が同時にそこに存在していて、そこで初めて価値が出てくるというものが、ばらばらに分断されていきつつあるという現状だと思うのです。これは、それぞれが専門的に特化していけばそうならざるを得ないという状況がどうもあるようなのですけれども、そうすると、まさに先端技術と連携した文化財であれば、そこで複製を作ってとにかく入れる。むしろ、いろいろな専門的に特化しているよりは、そういうところにきちんと応用する。例えば仏像をきちんと作って、どちらかに、本物が収蔵庫に入るのでしたら、お堂の中に非常に精度の高いものを置くとか、何らかの、そういう非常に具体的に現場で起きている問題というのを解決するのに、こういうのは非常に有効なので、そういうことを是非書き込んでいただきたいと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。皆さん方が出された意見は、持ち帰っていただいて御検討いただくということはもちろんでございます。まだまだ御意見は恐らくあるのではないかと思います。したがって、会議後も、議論途上でございますので、事務局に出していただければ、それをまたワーキングに反映していただいて議論をしていただくということにしたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは半田委員、ありがとうございます。引き続き御検討をよろしく願いいたします。

それでは議事の2でございます。これまでの議論を踏まえた文化財保護の制度見直しの方向性につきまして、前回も大変活発な御議論を頂きましたけれども、更にそれを引き続き

行うということで、きょうは文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度の見直しの方向性についてを焦点に議論を行いたいと思います。それでは事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料2番を御覧ください。「これまでのヒアリング・意見交換における主なご意見」ということで、前回も配付させていただきましたが、少し各先生方から御提出いただきました資料をここに加筆して整理を進めております。

1番目に「現状と課題」というところですが、「現状・課題について」、過疎化・高齢化などを背景とした担い手の減少があると。維持管理に負担が大きく、次世代に引き継がれず、公有化されるようなケースも目立ってきたということ。文化財を保存・活用することの意義や目的、価値といったものを改めて明確化するべきといったような御議論がございました。

また、「地域一体での文化財の保存・活用の必要性」というところでは、文化財の保存とともに地域の持続的な発展を進めるということが重要だということ。地域コミュニティの維持・活性化が保存と活用の好循環といったこととも関係があるよといったこともありました。それから、未指定の住宅など、貴重な資源が急速に失われているという現状があるので、地域の文化財を総合的に捉えていく必要があるという御議論がございました。地域の未指定物件を広く文化財として把握することが重要であるという点に関しては、災害時の復興に当たっても、裾野が広い地域の文化財というのをあらかじめ特定しておくことが非常に有効であるといったような御議論がございました。また、適切な活用によって保存継承されるといったような保存・活用の形を取るという文化財もあるという認識を、関係者が共有すべきという御議論がございました。

続きまして、「地域一体での文化財の保存・活用の推進」というところでは、まず1点目が、地域の文化財の総合的な保存活用に関して基本計画を定めるべきということでございました。自治体の総合計画の下位に位置づけられる文化財の保存活用のマスタープランが必要。構想にとどまらず、基本計画として位置づけることが必要。実行計画を国が認定し、文化財の保存活用に資するソフト・ハード両面の予算配分を優先的に図るなど、具体的な枠組みにしていくことが必要。文化財だけでなくその周辺を文化財的価値のある地域と捉え、景観法等、他の法令を活用しながら、面的な保存・活用を図ることが必要。景観など他の分野の基本計画とそごを来さないようなものとして定めることが必要といった御議論がございました。また、防災と文化財行政の関係性に関しては、それぞれ無縁ではないと

いうことに留意すべき。全体計画を踏まえて文化財の保存・活用を行う組織を位置づけることが必要という議論がございました。

その中で、「自治体の役割と裁量の拡大」といったような御議論もありましたけれども、一定の自治体の裁量で取り組めるような制度の改善,それから事務手続などが煩雑なので,そういったところの改善といったこともありました。また,まちづくり・観光・産業関係部局など,関係部局との連携を密にしていくことが必要という御議論もありました。

「美術館・博物館などの施設の重要性」というところでは,地域の博物館の果たす役割が重要であること,また文化財の収蔵機関たる博物館・美術館には,文化財の散逸の危機を救済したり,地域おこしを協力し支えたりといったような機能があること。文化財の保管をする施設の整備ですとか,博物館の収蔵機能の強化が必要といった御議論でした。

「自治体・所有者・住民が協働できる仕組み」というところでは,大きなフレームの中でそれぞれの保存・活用を考える主体が適切に配置されるような仕組みが必要。行政・NPO・大学・博物館・民間企業等,多様な主体の連携が必要。市民の力やアイデアを取り入れていくことが重要。

「民間活力の導入」というところでは,官民がお互いの不足を補完しながら連携して取り組むことが重要。自治体・所有者・民間事業者の共働を図るということ。それから文化財の活用のプロデューサーとなるような方を入れていく。その際に,質の保証というのが課題になるということ。一定の要件を満たす民間組織を指定・認定し,地方公共団体と連携して文化財の保存・活用を推進すべき。

「自治体の人材配置と事務の円滑化」というところでは,様々な部署に専門的な人材の配置が必要だということや,文化財保護指導員について適切な保存・管理・活用を図るといったことで明確にしていくことや,都道府県だけでなく中核都市まで配置できるように拡大することも考えるべきなのではないかといったこと。それから,まちづくりや観光との連携を密にするということで,文化財の保存・活用に当たるセクションを移管していくということもあり得るのではないかという御意見がありました。

「人材育成」というところでは,有用な人材に関してはキャリアパスを確立していくことが重要であるとか,文化財主事を置く規定を設けて,保存・活用の指導助言など一定の権限を委譲できないか。人材育成のための公的な研修機関の設立ができないか。文化財修理について,国家資格制度を検討していくことができないかといった御議論がありました。

また3番としては,「個々の文化財の保存活用の取組強化」ということですが,「個別の文

化財の保存活用計画」というところで、現在も保存活用計画の立案を推奨しているが、これらの計画の法律上の位置づけの明確化、国の関与、計画に基づく一部の権限委譲などが必要ではないか。どこまで保存し、どこを活用するのかという計画の立案が必要。適切に保存・活用のバランスを取ることが重要。また、保存活用計画に基づく計画どおりの事業展開であるものに関しては、ある程度の裁量性を持たせるような権限の委譲、税制優遇措置も検討すべきではないか。長期にわたる公開活用が保存活用計画上に明確なものは、相続税の納税を当面留保するような、相続時にも保存・活用の取組が継続される方策を検討すべきという御意見がありました。

また、「所有者を支援する第三者的な保存活用人材・組織の位置づけ」というところでは、文化財の日常的な管理は所有者の努力によっていると。所有者に代わって文化財の保存・活用の主体となる団体を認定する制度などを検討してはどうか。文化財の価値を理解し、維持管理や公開活用に知見のある第三者的な人材・組織が、間に入って文化財の保存・活用に主体的に関われるような新たな仕組みが必要ではないか。地域における文化財として想定される登録文化財の制度の活用が必要ではないかという御意見がありました。

また、「公開・活用の手法の工夫」というところでは、復元建物の在り方について積極的に調査検討するべきではないか。また、AR、VRなど新しい技術を導入し可視化していくことによって、より効果的に文化財の公開・活用ができないか。また、文化的な価値がどこにあるかということの紹介をしっかりとすべきであるといったことや、複数の類型が一体となった文化財、失われてしまった文化財を再現したい場合にいかに活用するかといったことが課題といったような御意見がこれまでありました。

続きまして資料の3番を御覧ください。これまでの議論を踏まえまして、皆様から何点か、同じような御意見も頂戴しておりましたので、そういった、おおむね幾つかの方向性から意見が出たものに関しては、制度見直しの方向性の案という形で、少し可視化するような資料を作りましたので、御紹介させていただきます。

最初、1ページ目に関しましては、「基本的考え方」というところで、地域の歴史や文化の重要性というところがございますけれども、地域が大切に守り続けてきたもの、受け継いできたような資産といったものは、地域の価値観やアイデンティティを顕在化し、地域の連帯感を育み、きずなを維持するということで、個性ある地域作りとか地域の発展、豊かな暮らしにとっての礎になるということで、こういったものが例えば地域社会の諸課題の解決にも寄与してくるのではないか。例えば産業の発展ということでも伝統というこ

とをまた考える。ないしは景観、町並み行政といったことを考えるに当たっても、地域の歴史・文化というものを捉える必要があるといったようなことをございます。これらが持続可能な地域社会の基礎になったり、日本文化の豊かな多様性の表象であったり、文化の更なる発展の土台となるといったようなことを記載しておきました。このあたり、議論を、まだ余り十分ではないのかもしれませんが、事務局の方で作らせていただいたところです。

次のページを御覧ください。「基本的考え方」というところで、「文化財の総体としての再評価・再発見とその効果」と書きました。地域の歴史・文化を形作る個々の資産には、指定の物件にとどまらず、未指定文化財など、地域にとって身近で次世代に継承していくべき多くの歴史的・文化的資源が含まれますので、これまで価値が発見されてこなかったこれらの資源の重要性というのを改めて認識し、文化的豊かさの維持発展に寄与するということはもとより、地域社会・地域経済の活性化にもつなげていくといったようなことに留意してはどうかというものです。図としましては、国指定文化財、地方指定文化財、未指定というような形で三つ書いておりますけれども、これまではどちらかというと左側から、指定する物件というのを、我が国にとって価値の高いもの、学術的な価値付けといったものが明確で保護措置が確立しているものといった視点がありましたけれども、今後、今回の検討をしていくに当たっては、総合的な把握ということで、右側の矢印がありますけれども、右側から、学術的評価がいまだ定まっていないものも含めて、地域にとって大切なもの、残したいものというのを適切に把握していくといったようなことが必要なのではないかという御議論があるかと存じます。これによりまして、地域の歴史・文化資源を一体的に再評価・再発見するというので、その魅力の発信が交流を生むなど、地域の社会や地域の経済といったものにも波及してくるということで、地域を文化的にも社会的にも豊かにし、保存と活用の好循環を生んでいくといったようなことが必要ではないかということでした。

1枚おめくりいただきまして、「見直しの方向性」ということで、一つ目、「地域共通のビジョンに基づく持続可能な取組」ということで、見直しの方向性を2点、記載しております。

「地域の歴史・文化をまちづくりの核としたアクションプランの策定」としておりますけれども、地域の目指す方向性やビジョンといったものを明らかにするとともに、地域の文化財を総合的に把握していただきまして、関係者が団結して一体的に保存・活用するための具体的なアクションプランである基本計画。こういったことを制度化してはどうか。計画を国が認定するなど、国が関与いたしまして、自治体の一定の裁量で取り組めるような

権限委譲などといったような仕組みも今後検討していくということや、計画に基づく取組への支援を検討し、自立的で持続的な活動に発展していただくということを目指すということが重要ではないかと。また、民間の推進主体となる法人を位置づけていくということも重要かということで御議論が多々ありましたので、全体の計画に基づき、自立的に事業を推進するような事業体、基本計画に合致する取組を行うことを市町村が同意するような、公的な何らかの位置づけというのを明確化していくということが考えられるのではないかと。

「イメージ」のところですが、左の図が現状として書いてありますけれども、文化庁長官が修理費の補助をさせていただいたり、それから現状変更等の許可といったようなことを個別に指定文化財ごとにやらせていただいたりしているというところですが、指定がまだされていないというもの、価値がまだ見付かっていないというものがあるということや、価値がまだなかなか伝わり切らないところ、担い手が不足し維持管理が不十分となるところがあるという課題に対して、右側の図ですけれども、文化庁長官が一定の裁量を自治体に対して、認定のような行為を入れることによって行いまして、自治体の中に協議会として、例えば自治体の関係者とか文化財の所有者とか住民の方々、保存団体、商工会、観光協会等といった方々の協議会のような形で、皆さんで地域の文化財の総合的な保存・活用の基本計画を作っていただく。その中に、地方文化財保護審議会にも関わっていただく。また、民間の推進主体となる法人が、その計画に基づいて公的な位置づけを与えられて、一緒になって取り組んでいくといったようなことでイメージ化しております。

次のページを御覧ください。「地域共通のビジョンに基づく持続可能な取組」ということで、地域における文化財の総合的な保存・活用に係る基本計画の取組のステップということでしたが、地域の資源をまずは把握していただくというときに、事例にもありましたけれども、住民の方々も参画していただいた市民遺産のようなイメージで、地域の文化財の調査・整理といったようなことをしていただき、把握された文化財を共有し、そういった把握されたものを、今後50年後とか長期的な視点で、どのように守っていくのか、継承していくのか、発展させていくのかといったようなビジョンを設定いただく。そして、その発展されたビジョンに対して、アクションプランを立てていただく。また、そこに文化財の活用・プロデュース等といった多様な人材の参画を促していくということで、全体として活性化し、保存と継承を図っていくといったようなイメージを持っております。

それに対して必要な取組としては、例えば、総合把握された文化財の学術的な価値付け

を試みることや、関係者間のネットワーク作り、地域防災や景観ですとか都市農村計画、国土開発等との連携を図る。人材育成、魅力発信・普及啓発といったようなことが必要になってくるということです。

また、民間の推進主体となる法人の想定される活動内容として、いろいろと考え得るところかとは思いますが、例えば「文化財の活用・普及」というところは、ガイドですとか語り部の育成、それから体験プランの企画・立案といったこともありますでしょうし、その下の「整備・開発」というところでは、例えば遊休歴史的資源を活用して現代に生かすためのマッチングや事業化を図る。ないしは、右側ですが、保存修理、歴史的な建物を管理・修繕していくための相談をするとか、附帯的な事業を行っていくといったようなこともあるのではないかといいものです。

それから最後のページを御覧ください。「個々の文化財についても地域主導でその価値を発信」ということで、この「見直しの方向性」の丸2番に関しましては、ここまでがエリアとしての取組ということだったのですが、エリアでしっかり取り組むためにも、個々一つ一つの文化財についても少し制度的な見直しが必要ではないかといった部分に関して、こちらの資料の中に記載しました。一つ目は、「保存と公開活用の方針・ルール見える化」ということで、保存活用計画に関してです。所有者と外部の組織・人材が共働でき、相続等で所有者が変わっても確実に次世代へ継承できる仕組みということで、例えば文化財の現況ですとか、保存・活用に当たって考慮すべき留意事項とか、公開・活用の方針といったことを明確化していただく。また、国が計画を認定し、一定の裁量の付与ですとか、引き続き簡素化できるような仕組みといったことを検討してはどうか。

「所有者とともに公開・運営等を担う人材・組織の位置づけ」というところでは、現状としても、管理団体、管理責任者といった制度がありますけれども、文化財の維持管理や修理に関するアドバイスのような、所有者を支援できるような第三者的な組織・人材というのを、位置づけを図っていく必要があるのではないかと。さらに、所有者に代わって文化財の活用をプロデュースしたり、みずから公開・活用を実施したりしていただくといったようなイメージではどうかということで、「イメージ」のところは、左側は所有者の方々が単独で保護から活用、保存から活用までやっていただくといったような図式から、もう少しノウハウを持った方たちが役割分担をできるような姿にしていくということで、例えば活用を進める人材がいたり、ないしは保存関係ではお手伝いできるような人がいたり、そういうところに、こういった保存活用計画のような形で、ルールが見える化されていて、

みんなで分担をしかるべきところできるといったようなことをしながら、保存しながら公開活用して、住民や訪問者に身近で愛される地域の宝としていくといったようなイメージで記載しております。現状では、このページは、文化財の種類とか個々個別にどのような対応かというのは、少しまだ検討し切れていないところかと思っておりますので、そういった点も含めて少し議論をまた進めていただければと思っております。長くなりましたが、以上です。

【山本調査会長】 お聞きいただきましたように、今回は非常に活発な議論を頂きました。それが資料2にまとめられております。そこでは、先ほどのワーキングでも車の両輪という話がありましたけれども、保存と活用という、これを対立的ではなくて、好ましい循環を作り出すことによって、持続可能な保護ができるのではないかということについては認識の一致があったと思っておりますけれども、それについて、それを実現するための課題あるいはシステムについて、いろんな御提案がございました。その御提案を、きょう、ポンチ絵のような形で、少しイメージ的に作っていただいたものの御提供があったわけでございます。

前回、御意見を寄せていただいていたしながら、直接には御発言いただかなかった委員の方もおられますし、その委員の方の御意見、意見書も資料の中に配付されておりますので、そのあたりから少し御発言いただければと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

亀井先生、岩崎委員は前回御欠席でしたよね。御意見は出していただいていたと思えますけれど。

【岩崎委員】 今、初めてこれを見て、ちょっと衝撃を受けていたのですが、3枚目のポンチ絵のイメージは、具体的にどう変わるのですか。文化財長官が今は修理費補助や現状変更等の許可などを行っているのですけれども、それを一定の裁量を自治体に与えてしまうということですか。修理とか、そういうことについても全てそういうことですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 現時点では一定の裁量ということで、では具体的にどういったような権限というところまでは、これまでまだ議論もありませんところでしたし、少し慎重な検討が必要だと思っておりますので、そこの個別のどういったものかというのは、これからの検討かと存じます。

【岩崎委員】 なるほど。領域によってはということですね。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。

【岩崎委員】 これを今後を詰めていく。分かりました。

毎回この会議に出ますと、心臓が悪くて帰ります。文化財の中には、史跡や建造物など丈夫なものから、美術工芸品など、本当に赤ちゃんのように大切にしていけないと壊れるようなものと、様々なものがあって、今回の事例で書かれているようなものは、どちらかという建造物群とか史跡とか、そういうものが主体なのかなと思うのですが、それはそれでいいのでしょうか。

それで、できればこれは座長にお願いなのですが、ここで議論しているのは文化財ということは皆さん共有認識だと思うので、建造物とか史跡とか美術工芸品とかというふうに、ちょっと区別しながら話していただくと、私も余りどきどきせずに済むかな、と思います。活用するからあの資料を出せと言われてたらしらうとか、これ以上、傷んだら困るのかな、すぐそういうふうに考えてしまうので、文化財の類型を分けて議論した方が前向きな積極的な議論ができると思うので、少しそういう腑分けをしながら議論をしてはどうかということを思いました。

あと、今、ざっと見る限りで、保存と活用ということが両輪のようにうたわれているのですが、保存の部分がちょっと、やっぱり絵の中では弱いかなというふうな感じがします。参考資料の9の1枚目に書きましたが、文化財というものは、丈夫な建造物にしら、やっぱり保存するための不断の努力がないと活用できる状態になりませんので、活用の大前提が保存であること、活用するには保存が条件であることをこの絵の中で表現していただきたいと思いました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。恐らく、それぞれに発言されているイメージがあって発言されているとは思いますが、また整理するときにも、そのことは十分頭に置きながら整理していると思いますので。恐らく仕組みにするときは、その辺はかなり厳密に考えながらやらないと無理が来ると思いますので。ほかにございませんでしょうか。亀井先生。

【亀井委員】 私も意見書を出したままで前回欠席したのですが、私の立ち位置は、不動産文化財、特に建造物の保存・活用を中心にイメージしたものであります。したがって、建造物の場合には、人間の諸活動を保証するような上屋でありますから、使って当然になっていきますよね。それを前提として書いております。そこで関わっている人たちがその価値を認識してうまく使うために、一定の権限を与える仕組みというのを作ったらどうかということ。そのためには計画をまず認定して、その認定された計画の中身においてやる分には、もう自由裁量でやるというような形。それで、それ以上に価値に関わ

るような、価値の根源に関わるようなものは、やはり文化庁長官の許認可権は留保しておくというような形の仕組みができると、地元でもやる気ができるのではないか。自分たちが作った総合計画の中で、文化財を生かしたまちづくり、地域作り、あるいは社会活動ができる、それが保証されるのだという制度、バラ色の制度というのができる、地域も元気になるのかなということで書きました。

あとは、ヒアリングを聞いた中で思ったことをいろいろ書いたわけですがけれども、特に人材の育成というのは、どこの分野でも大事なことでありまして、長いこと時間を掛けてやらなければいけない。組織的に継続的にやらなければならないということで、そのためには、まず行政の担当者の教育ですね。文化財保護行政の何たるかということ。それから様々な知識を、行政的な、あるいはほかの省庁のいろんなメニューがありますけれど、そういうことも理解した上で、文化財にとって役に立つような仕掛けをみずから考えてできるような人材の育成ということを考えた場合に、やはりそれは組織的に教育した方がいいだろうということで、文化財大学校というような形の提案をしたわけでありましてけれども、いずれにしても、やっぱり行政に関わる人たちのまず資質の向上、十分立派な方も私は全国でいろいろ知っておりますけれども、そういう方々が全国津々浦々どこに行ってもいるというような状況になれば、文化財の活用を生かしたまちづくりを含め、地域の活性化あるいは生きがいというのが、より一般の方々にも普及するのではないかなと。そのためには、やはり行政の方、それから第2はそれを支える方ですね。そういう人たちをトレーニングするような機会というのを積極的に作るような仕掛けというのができればいいかなと考えたわけでありまして。

あとは既存の制度、文化財保護法というのが永年の蓄積によってできておりますから、そこで有効に使われていない部分が多少あると思います。それをうまく活性化することによって、かなりの課題というのはすくえるのではないかな。特に管理団体というのは、通常の行政関係、あるいはしっかりした法人認定されているものはありますけれど、そうではなくて、活用に、例えば金野さんがやっているような様々な活動、そういうことをやっている団体も、場合によったら管理団体として認定する。それだけの責任を負わせることになりますけれども、できるのではないかなと思った次第です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。前回の議論を踏まえまして、少し絵にもしていただいているのですがけれども、岩崎先生がおっしゃったみたいに、なかなか微妙なところについては、絵に描き切れない部分もあるわけですがけれども、他の委員の方、いかが

でしょう。西村先生も、亀井先生の言われるようなことを前半の部分については。

【亀井委員】 はい、出身地が一緒なものですから。

【岩崎委員】 今の……。たくさんしゃべってしまって済みません。言っているのかどうか分からないですけど、今京都では二条城のことを心配する声結構出ています。江戸時代に二条城を、何人ぐらいの人が建物の中を通ったのでしょうかと専門の先生に聞いたところ、月100人くらいではないか、と。仮に多く見積もって月1,000人とすると年に1万人入ったとします。1年の入場者数が200万人ということを知っていますが、江戸時代200年分にあたります。そんなに入って大丈夫なのか。もはや未知の世界に突入しているのです。それで、何人通ったらどういうことが起こるか分からない。どういうふうに傷むということも分からない。廊下が傷んだときに、その板を替えるといったときに、その板が調達できるのかも分からないという。そういう未知の世界に今、入っている状態で、周りの人、文化財に関わっているような人たちは、大丈夫かな、大丈夫かな、何も起こらなければいいなというふうに心配しているということが、今の実態です。地域新興ということと言うと、権限委譲というのは非常に重要な方法だし、いいやり方なのだと思うのですが、必ず、そこにはやっぱりチェック機能というのを入れて、しっかりと保存も踏まえながら活用もしていけるような仕組みが、不可欠だと思います。

なぜかといえば文化財というのは、壊れたらもう戻らないからです。経営者は資本投下すれば減価償却などを考えて、何年か置きに設備を更新します。でも、文化財はそれができないんです。壊れていきっ放しです。そして元には戻らない。その部分をどう考えるのかということ、やっぱり活用ということを考える上では物すごく重要なポイントだと思うので、そのチェック機能をどんなふうに入れていくのか。それは権限をもし委譲するのであれば、そのチェック機能をセットで準備するのは、私は国の責任だと思います。

【山本調査会長】 はい。

【藤井委員】 私も、3ページの下の方のイメージ図がポンチ絵であるのですが、左側の現行のものがすごく不十分で出来が悪くて、右側にいくととてもハッピーな絵がここで描いてあるのですけれど、これは物すごく不思議な絵で、左側は全部ぐあいが悪くて、右側にいけばすごくうまくいくんだみたいな話なのだけれども、これは結局、さっき岩崎先生がおっしゃっていたように、いろんな分野があるわけです。だから、建造物だったら、国宝の、すごく丁寧な現状変更をやるチェックをすることから、登録文化財の、届出だけでいいですというふうなところまで、いろんなものがあるんです。それが全部一緒になって

しまっているのです、非常に分かりにくいのと。ですから、地方文化財保護審議会に裁量で
どういことが移るのかということがよく分からないし、それからさらに、民間の推進主
体となる法人というのが全体をコントロールする。これも現状と、現状のどこがどうなっ
て、こっちにいくのかみたいな、もう少し具体的な具体性がないと、全然、右側のハッピ
ーな絵になれるのかどうか、左との関係が全然分からないので、左がだめです、右はい
いですというふうに機械的に書かれても全然分からないと思います。

【山本調査会長】 少し厳密に現状も評価をして、それをどうやって展開するかという。

【中川委員】 私の研究対象は近代建築なのですが、それを主な対象として、平成8年か
ら登録文化財制度ができました。今回の議論では、これをもう一回、見直すべきではな
いか。つまり、もともと日本の文化財制度は指定文化財でやってきたわけです。指定文化財
というのは、特別な少数のものを指定して、選定保存技術の制度などにより優れた技術で
修復する。そして補助金を使って守る。私は個人的には、この制度は維持していくべきで
はないかと思っています。それは、今、藤井委員も言っていたように、国宝や重要文化財
レベルの修復・保存というのは、世界に誇るすばらしい成果をあげてきたと思うんです。
なのだけれども、それだけでは文化財保存はできなくなったと。要するに、大量の文化財
というものが、地域の地域振興からの要請もあり必要になってくる。そうなったために、
登録文化財というのができたわけですね。登録文化財というのは、まさに登録だから、
原則として経済的支援もないし、それから、技術者もいろんな人が関わるということにな
ってくる。そうなったときに、指定文化財の制度からはみ出す課題が数多く出てきてしま
ったので、この前も言いましたように、どうしていいか分からなくなる。それで、登録に
なった建物の所有者が困惑するという状況になってしまうわけです。

ですから、登録文化財制度ができたときに、登録文化財を登録した後どうしていくか
ということを、本来は、政策的にも考える必要があったのではないかと思います。ですので、
せっかく登録文化財として、大分前から、指定ではない方法として、文化庁さんは考えて
きたわけで、先ほど藤井委員が言ったように、3ページのイメージ図はその辺のことが完
全に抜けているのではないかと。そしてさらに重要なことは、登録文化財の基準というのが
非常に緩いことですね。50年たったら、後はもう、いろいろ書いてありますけれども、何
でもいけそうな感じです。それで地方から推薦されたものを登録するわけですね。です
から、その一連の登録過程の中で、その登録文化財を、その地域のマスタープランだとか、
まちづくりのいろいろな制度の中でどう使っていくのかという話を、登録制度自身の中に

何か盛り込むべきだったのではないかと思うんです。そう考えると、今の保護制度を全部リセットする必要はなくて、今、文化庁が持っていらっしゃる、指定制度を継続しながら登録文化財制度的なものを整理し精緻化していくことが求められているのではないかと、個人的には思っております。

【山本調査会長】 本本当に裾野を広げながら、かつ中核的な部分はしっかり保護しながらという、そのあたりをどう構造化するか、システム化するか。法的にも人材的にも非常に苦渋に満ちた転換点にあるということが焦点になっていると思うのですけれども、それをどう……。

【藤田委員】 私、藤田ですけれども、3ページの絵の肝というか重要な点は、きっと、左の、文化庁長官が中心ではないけれど、角っこにある図では、そこに登場する人間が少ないですけれども、右手の絵ではかなり多くの方々が入るといって、そういった意味では、今までとにかく文化庁の方で全部取り仕切ってやるのだというようなイメージから、多角的に多くの人々の参画を得て、何とかやっつけようという意欲が感じられますね。ただ、先ほど藤井先生や皆さんがおっしゃったとおり、余り、何というか、順位というのだと、本当に大事なところが欠けてしまうという意識があるので、その点で「認定」などという字が書いてあったりするのですけれども、ここをうまく、多くの方々に参加して、それでそれぞれの地域なり国全体の文化財をうまく使ったり保存したりするという仕組みを何とか組み立てていただきたいなと私も思います。そのために、やっぱり文化庁が、余り細かいことまで、何というのですか、一から、よく言われる箸の上げおろしとか、そういうことまで関与しなければいけない制度から、やっぱり地域の方で自律的にやることと、それから変なことをやったらきちんと、何というのですか、例えば金融庁みたいなもので調べて、それなりの処分をしますよとか、改善勧告をしますよというような、もっとコアのところをきちんと文化庁で固めて、それであとはできるだけ自由に、多くの人に参加できるようなというようなイメージではなかろうかと私は思っているのです、今の内容は先生方のお話のように、何というか、まだよく分からないところもあるかもしれないけれど、こういう方向が一番重要なのではないかなと思いました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【金野委員】 前回、文化財とは何かということで問題提起をさせていただいたのですけれども、文化財にも階層があって、重要文化財から指定、登録があって、さらにその下の裾野まで含めての文化財ではないかということをお願いしたわけですね。それで、その階

層によって、公的にどこまで価値を担保するかということも違うでしょうし、どこまで自由に活用してもいいかということも違うし、関係するプレーヤーも違うと思うんです。そういうことが一緒に表現された資料なので、いろんなふうに見える。そこをうまく整理していただきたいなとは思いますが。

岩崎先生、私は美術工芸品は分からないのですけれど、事業者の立場で言うと、やはり我々の暮らしを豊かにしているものは、食事を提供できる文化財的な器なんです。これは、重要文化財や指定文化財ではないのですけれども、文化財というキャップストーンの裾野に広がっている、相当高い器もあれば、廉価のものもあると思うのですけれども、そういうものが我々の暮らしを豊かにし、それらのものが、観光ビジネスにもつながるので、そういうふうには美術工芸品というのを捉えるべきだと思うんです。だから、壊れやすいからしまっておかなければいけないものは観光には使えないです。でも、その存在があるからこそ、その技術体系があって、その裾野に豊かな作品があるはずなんです。でも皆さん、現代社会は、そのキャップストーンしか残さないという社会なんです。美術館にあんなにすばらしいものがあるのに、それに類した、我々が手に取れるものを作らない、その職人ももう失っていいと思っている社会ではないですか。そこの認識をまず変えないと、美術館だけすばらしいものがあるって、我々の暮らしには、極端に言えばプラスチックの食器しかないというような、そういう社会が実現されようとしているのではないかなと思うんです。だから今回の、文化財保護法の精神を見直そうという一番重要なところで、もっと文化財を暮らしに引き付けて考えようということだと思っただけなんです。そうすると、必然的に文化財の概念は少し変わって、裾野が広がる。それに伴って、では文化庁さんが予算をたんまり取らないといけないかという、そういうことではなくて、その部分は民間の経済活動で広げていく。こういう全体像ではないかなと思うんです。

ついでに申し上げますと、我々自身は、観光というものも、名勝、旧跡をツアーで見に行くというのではなくて、もうちょっと暮らし寄りに寄せて、我々の豊かな暮らしの中に、例えばインバウンドで来ていただくということを考えています。文化財を暮らしに寄せて、観光も暮らしに寄せて、暮らしの場で文化財と観光が幸福に出会うというような、そういう社会というものが構想されなければ、日本社会はつまらないものになってしまうのではないかなと、そういうふうには思います。

【山本調査会長】 先ほどのワーキングの御報告の中でも、文化財を大切にす文化と書いてあって、それをどういうふうイメージするのか、文化財を大切に市民社会と文化

財をどういうふうに結合するのか、それをどう新しい仕組みにしていくのかということが、なかなか、今、岐路に立っていますので、あるいはまた観光ということが、ある程度、特定のイメージでインプットされていますので、それを、市民社会全体の広がりの中でどういうふうに文化財を維持していくかという、そういうことに組み直したときに、今、それぞれの専門家がおっしゃったことはみんな重要な点で、それをどういうふうにチェックしていくかとか、システムに組んでいくかという、これが恐らく、今までも難しかったということですので、これまたここで舵を取るのはまた難しいことだとは思いますが、少し皆さんで更に知恵を出していただければと思いますけれど、いかがでしょうか。

【岩崎委員】 国のこれまでの文化財保護行政がどんな成果があつて、どんな問題点があつたのか、それで現状の地域振興などに対してどういう部分が役立つことができ、どういう部分が新しく付加しなければいけないのかという、その精査というのはやっぱり必要なのではないかなと、この3枚目に関して思います。文化財を何で残さなければいけないのかというのは、アフガニスタンでタリバンが大きな石像を壊したり、ISがパルミラの神殿を破壊したりしたことに象徴的に現れていると思うのですが、あれはある人たちの文化的なよりどころを壊していくという、すごく象徴的な営みとしてやられていることだったと思うんです。一方、日本の場合は、戦争で焼けているところもありますけれども、比較的、そういうことに対して、古いものがそれなりに残っている部分が結構あるので、意識が弱い部分があるのではないかなと思うんです。

韓国の事例を紹介しますと、韓国の博物館では、職員の3割ぐらいが、修理も含めて、文化財の保護の担当の人だそうです。それで、どんなふう維持したらいいかということをしちっと分かる人。そういう人たちが国の博物館には全て3割ぐらいが配置されていて、学芸員がこれを展示したいと言っても、様子を見て、これはだめです。それは諦めなければいけない。それで、展示した後はちゃんとメンテがなされる。展示作業をするのは文化財の保存の担当の方です。何で今こういう話をするかということ、地域振興のために活用が必要なのはよく了解しているつもりなのですが、活用の偏重は日本の文化財行政にとって文化財に対する考え方にとって物すごく重要な意味を持つからです。国の中心のところ、活用ということをばんと打ち出した場合に、どういうことが起きるかといったら、日本の歴史の中には、廃仏毀釈運動という、物すごく痛い経験があるわけです。そこから保護行政というのは生まれてきているわけなので、そういう歴史に学ぶ必要があると思います。会議の場では、しっかり保存もしながら活用もしていこうねというふうな話であつ

たとしても、それが一回動き出すと、活用の方で、がっつと両輪が片輪だけになっていく可能性もなきにしもあらずな部分があるので、やっぱり保存と活用というのは、保存がまずは基盤にあるというようなところは、国としてはしっかりと踏まえた上で、その上での活用というところを大事にしていく必要があるのではないかなと思います。

【山本調査会長】 どうぞ。

【金野委員】 済みません。早速の反論になってしまうのですが、まず保存があって活用ということを言い続けたために、ある重要な半分を失ったんです。活用することで保存できるものがあるという考え方も、二つ書くべきです。私も、保存するべきものは保存して、それに見合った活用ですね。隠しておくというのもあり得ると思うし、公開するというのもあると思う。だけど、活用しなかったから残らなかったものが、少なくとも我々が扱っている建築物の世界では、もう、ごまんとあるわけです。もう、きょうも失われているんです。だから、先生はそこを主張するけれど、私が主張するのと、二つだと思うんです。保存して活用しましょう。活用することで保存しましょう。これは二つあるんですよというメッセージをちゃんと日本社会に出していかないと、もう、どんどん、保存できないものは壊しましょうということになっているんです。

【岩崎委員】 それに対しては、先ほどおっしゃった序列というような考え方があるのではないかなと思います。

【金野委員】 そうですね。それは全く一緒です。

【山本調査会長】 そういう意味で、文化財を構造化して捉えるということが、まず前提で……。

【金野委員】 そうですね。

【山本調査会長】 湯浅さん、先に。

【湯浅委員】 ずっと今、議論になっています、保存と活用を両輪として捉えるという、先ほどのワーキングの説明から今の議論につながるころは、まさに両輪として捉えて、そのつながりで考えていくのは、非常に大事な視点だと思います。そこで、活用ということについて、今、資料2の「現状と課題」の3番目にも書いてありますけれども、そもそも活用という言葉だけで、一言で終わらせるというのは乱暴ではないかなと思うんです。というのは、活用といったときに、建造物だったり美術工芸品があって、文化遺産、守るべきものは非常に多様であるという議論もありましたけれども、それぞれにおいて活用というのは何を意味しているのかということをも明文化しないと、とても雑なことになってしま

って、御心配のようなことにもなってしまうのかなと思います。それに伴って、特に保存というものは専門人材というものが必要だということはあると思いますが、では活用というのは、つまり何で、これを推進するためにどういう人材が必要なのだとすることを分けた方がいいのではないかなと思いました。

それで、ちょっときょうの資料を見ましても、例えばワーキングの資料の中の5ページ目のところです。資料1の5ページ目で、3番目に人材のことが書いてありますけれども、1番のところの一番最初に、文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材と書いてあるんです。ここをもうちょっと深掘りする方がいいのではないかなと思います。それで、その下に、学芸員、保存修復に係る専門人材とありますけれども、いわゆる美術館、博物館のみ取ったとしても、その専門人材というのは、学芸員、保存修復に関わる人だけではなくて、教育・普及の分野というのも非常に大事でして、特にこれから活用に重きを置いていくということになりますと、その普及というものをどう考えていくのか、その効果は何なのかということを考える必要があるかなと思いました。

もう一つ、資料2の方の2ページ目を見ますと、ここも人材のこと、「民間活力の導入」のところでは、文化財の活用プロデューサーという言葉が使われていまして、この言葉というのも、活用に対して必要な人材を、イコール、プロデューサーと言ってしまうというのは、プロデューサーという言葉で受けるイメージというのも非常に多様なものがあると思います。それで、もしかすると、この文化財の活用プロデューサーという意味は、より観光資源に結び付けるとか、そういった方向性に重きを置いた言葉ではないかなと思いますので、その活用の目指すところ、それに応じて必要な人材という整理をされた方がいいかなと。それで、例えば海外の美術館、私はちょっと英国のことが専門なのですが、Victoria and Albert Museumは美術工芸品がたくさんありますけれども、そこの中の部局というかで見ますと、もちろんコレクションを管理する、あと補修をする部署もありますが、そのほかに、ラーニング&ビジター・エクスペリエンス、学びとお客様の体験を生み出すという部署もありますし、デジタル・ディベロップメントという部署もあります。そのほかに、マーケティング、広報、プロモーションの部署もありまして、この活用の中で、広報の在り方というのも非常に重要であって、それを美術館・博物館レベルでどう管理し、そして、またそれ以外の場所でもどうするのか、そこでは民間との関係はどうなのかという整理ができるのかなと思いますので、より今後、ラーニングやパーティシペーション、エンゲージメントにおいて、美術館・博物館だけではなく多様なところが連携して、そしてどういう専

門人材が必要なのかということ、もう少し議論できればと思いました。

【山本調査会長】 藤田委員。

【藤田委員】 今、湯浅さんからお話のあったとおりなのですが、例えば美術工芸品で国宝の茶碗とかありますけれども、あれをどうやって活用するかといたら、まさかそれでお茶を飲ませてくれるわけではないし、例えば風神雷神図屏風みたいなものを、それではどこかに貸して、ホテルで活用するかというようなことではちょっとないので、やっぱり建築物とか遺跡とかと美術工芸品の活用というのと、何か、さっきから御意見のありとあり、ちょっとずれているのではないかと思うんです。例えば茶碗があったら、その歴史をみんな勉強したり、それこそレプリカでもいいけど、そこでお茶を飲ませてもらったら、すごく勉強にもなるし楽しいだろうと思うのだけど、そういう活用というのはあるだろうけれども、一概に掛け軸をどうやって活用するかということ、例えばお寺の仏像をどうやって活用するか。特に京都の東寺にある、国宝がいっぱいあるのですが、あの仏像を活用するというのはどういう意味かというのが僕にはよく分からないという。だから、東寺だったらいいんです。東寺という全体のことが観光スポットでもあるし、それはすばらしいのだけど、あそこの仏像をどうやって活用するかということについては、さっき湯浅さんからお話のあったラーニングとか、そういうことで言うと、すごくぴったりくるのだけど、活用という言葉だけでは、何か、確かにいろんな先生方がお話しのとおり違和感がある。例えば博物館だったりお寺だったり、そこに、何というか、お茶を飲むスペースを作っていただく。お寺はちょっと無理かもしれないけれど、湯豆腐でも食べさせてもらったりすれば、それはそれで活用にもなるのだろうけれどもということで、美術工芸品と、それから建造物とか、例えば仏像とかと、何かそれぞれ活用という言葉がぴったり合うかどうかについて、少し検証していただきたいかなという気がいたしました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。矢ヶ崎先生。

【矢ヶ崎調査会長代理】 済みません。ちょっと途中で抜けさせていただくものですから、何点か申し上げたいことがあります。

今までの先生方の御議論とそう違わない、かぶるところもあると思うのですが、活用という言葉について、広い言葉の中の観光面から見た立場で申し上げたいと思います。資料3ですね、ディスカッションを誘発する資料として、私は非常によくできていると思っております。あえて勇気を持ってお書きになった部分もあるのではないかなと思って。いい意見を引き出すために、やっぱり重要だなと思っております。

それで、観光の観点から素直に見たときに、やはり観光で使える文化財と、当面はそんなに急いで使う必要のない……、必要がないというのは上から目線で大変申し訳ないことなのですけれども、観光の力が及ばないというところがやっぱりあると思います。ですので、まずは建造物、建築物といったような、観光客がその空間を体験できるようなものから始めていくというようなところ、段階的なステップが必要なのかなと非常に思いました。といいますのも、観光全体が物見遊山から、学びがある体験へということに、観光の中身自体が移ってきておりますし、そういった、本物をきちっと勉強して、そして本物が醸し出す空間なり何なりに身を置くことによって、日本ファンになっていただくということが、インバウンド観光の目標であります。日本のソフトパワーを強くするところが最終目標でありますので、日本ファンを作らなければいけないのですけれども、そのためには、日本に対するリスペクト、尊敬のようなところもやはり醸成していくというのは、日本の文化財しかできないところかなとっております。

観光客の嗜好が、アジアの方々も皆、体験型といったようなところに移っていくことも考えますと、活用できるものを可能なものからやるのであって、そして大事な文化財を、活用の現場が走り過ぎてなくしてしまうというようなことは、あってはならないことだと思うわけです。特に観光の観点から言いますと、観光の方々には保存というのは全然よく知らなくて、活用というと非常に元気が出る。そうすると、どっちの現場が重いかという、活用の現場を回している人たちがどんどん元気になっていくと、何か起こるということになるんです。なので、チェック機能なり、まずはここからとか、ここまではいいとか、そういうところが大変重要でありますし、と同時に、資料1についても2についても、文化財に携わる方々が非常に活用の方に勉強して踏み出そうという積極的な姿勢があますが、それを受け取る側、活用する側の観光の側の皆さん方も勉強しなければいけないですよね。その勉強の機会を、ある程度、義務付けるぐらいのところではないと、地域においていい商品開発はできないわけなのですけれども、そういうところを、全省庁的な観点から、どういうふうに担保していくかということがあります。やっぱりお互いに勉強して、その地域にとっていい商品、観光の商品を作っていくって、その結果が対価となって返ってくるということをさせなければいけないということがあります。

資料3の3ページの図なのですが、右の方になるといいねということで、動きが書かれています。確かに、こういう、市民、多くの人を巻き込んだ体制というのは、本当に実現するといいな、これに向かっていくのだなということがありますが、左の図と右の図で、

文化庁長官の大きさがほぼ一緒なのですけれども、多分、大きさと役割の中身がちょっと変わっていくのかなという、役割分担ですね。そういうところも見えてくるといいかなと思います。また、民間の推進主体となる法人なのですが、地域は今、いろんな推進主体を作りなさいということと言われておりまして、観光の分野で言うと、destination management organizationを早く作れみたいなところがあって、地域自体は人が足りないと。こういう推進組織が幾つもある中で、誰がどこをやるのだろうか、兼務もし切れないというような地域もあります。そういう、人が足りていない地域にも文化財はしっかりあるわけでありまして、屋上屋を重ねない形で、この法人をどういうふうに関係の中にビルトインしていただくかなということが、この図が実存、実体化するためにとっても重要かなと思いました。

それと、済みません。最後になりますけれども、4ページのところに、今申し上げた、民間の推進主体となる法人の想定される活動内容ということで、案がいろいろ書いてございます。これはやはり全部やるとなると、かなりの力量のある法人でないといけない。もちろん、アウトソーシングの力をかりながらということもあるのかもしれませんが、特に保存・修理というようなところに係る、例えばお金ですよ。そういうものは、その下の附帯事業で賄っていくのだろうかというような、うがった考え方をしますと、附帯事業では全然賄えないだろうと思う。でかい駐車場でも持っている別だろうけどということだと思いますので、そういう、お金の回し方を地域の中で考えていくということの研究も重要かなと思っております。もしかしたら、宿泊税などのようなものを、ここにもきちんと入れられるようなことにしていくべきなのか。クラウドファンディングも大変よろしいのですけれども、こういうタイプのお金というのは、いつ調達させるかという、要するに、やるべきこととお金の種類のマッチングが非常に必要になってきますので、維持管理といったところとしっかり合っていくのかというようなところも検証が必要になるかなと思いました。それと、ユニークベニューの開発なども、この活動の中に入ってくるとうれしいかなと思います。済みません。ありがとうございました。

【山本調査会長】　ありがとうございます。いろいろ意見が出ておりますけれども、私はちょっと、何というのですか、自治体にかなり期待を掛けた制度設計になっているのですけれども、自治体の職員の方もいらっしゃいますけれど、今、自治体はある意味で衰弱というか、どういったいいのでしょうか、ちょっと言いにくいのですけれども、いろんな点でやっぱり大変なことになっているので、それをどう前提にして制度設計にするか。

【原委員】 私も、やっぱり自治体に属しているものですから、ずっとそれが心配で、これを持っていったときに、果たして市町村ができるかなど。ましてや、私はこういう東京都という大きな組織にいてしまうものですから。

【山本調査会長】 東京でそんなことを言われたら。

【原委員】 いや、自分のところしか、やっぱり知っていないのだなと思って、昨今、ちょっと出張に出るたびに、いろんな自治体さんと交流させていただいて、いろんな話を聞いてきてはいるのですけれども。そうすると、やっぱり県で果たしてどこまでできるかなというのが、都とはまた違う仕組みを皆さん持っていらっしゃるので、難しくて。

今の資料3の3ページの方の感想から、まず一つ、私の意見から始めたいと思うのですが、3ページのところです。「見直しの方向性」の丸1。右側のポンチ絵の、地域の文化財の総合的な保存活用の基本計画。私はこの言葉自体はすごくうれしく感じました。というのは、ともすれば、基本的には保存にお金、地方自治体はほとんど持っていないです。なので、この総合計画ができることで、収蔵庫の整理とか保存環境の整備とか、そういうのも書き込んでアクションプランになっていってくれるのだったら、これは大賛成なんです。それで一方で、では何を一番売りにするのかということが基本的に書かれて、これは売り出しますとか、あるいは、これは1年に1回見せることでお客さんを集めますとか、そういう総合計画だったらいいかなと思ってまして、それで東京都の一般的なやり方ですと、こういうのを、10年ぐらいのスパンというより、都知事の4年での1期目の重点計画というのを立ててしまっているんです。今、まさにうちも、東京都は新しい小池都知事の下に重点計画を立てているのですけれど、たった4年なんです。4年の中で次は何をやるかという。この場合、文化財の総合的な保存活用の重点計画というのが正しいかもしれないなと思っているんです。それで、その4年間で何を成果にするのかというのをきっちり立てて、それで例えば収蔵庫を整備するというのをきちっとする。狙いとしたら基本方針があるのでしょうけれども、その次に4年ぐらいで何をやるのかということを確認にしたような形にしてあげると、どこの知事さんも喜ぶのではないかと。

というのは、保存行政にお金がなかなか来ない。なぜかという、それが成果となって書かれて、こういうふうになりましたという文章に作ることが、我々保存行政をやっている人たちは非常に苦手なんです。でも、一旦、そこに、これとこれをと目標と成果を書いているんです。そうすると、それが4年後にどうなったのかというのは必ず政策課から聞かれるので、これがこうなりました、引き続きこうしますというのをステップアップさせて、

12年、16年とずっと続けていって。例えば文化財ウイークなども、がっがっと前向きに変えていったのは、そのせいなんです。目標値も作っていて、その分だけ公開していきますという形を取っていましたが、公開するためには、その前に保存をやらないとだめですと。保存した後は整備しないとお客さんが安全に見られませんというのまで書き込んでしまって、それで4年ごとに更新していっていたんです。それで、わずかですが何件やりますと増やしていたのです。モニタリング調査もずっとしてましたので、文化財ウイークに、去年はお客さんは3万人でしたけれど今年は6万人来ていますなどという形で、右肩上がりにお客様がきちんと把握できていました。1か所のどこかで公開すると、何人お客さんが来たのかというの、全部モニタリングでフィードバックさせていたんです。そろそろ20年目になるのですけれども、それをやっていたおかげで、最初、108件の公開が、今、486件673431042866。あるいは数年前から400件を目指してやっているのですけれども、そういう形の総合計画であれば、それでそのためには何件を修理しますとか、何件を活用に持っていく、それから何件を保存活用計画しますと。都議会からは保存活用計画を、この間、僕が質問した後に、おまえら幾つやったんだという質問まで来るようになってるんです。そうすると、こちらは、もう必死になって、あなたたち、保存活用計画を作らない？ という、所有者にアプローチして増やしていったという実態があります。そうだとすると、この保存活用基本計画というのは継続的でなくてはならない。書き換えるものでなくてはならない。最初、保存にあった文化財の名前が、今度は活用・整備に書き換わっているというものでなくてはならないような気がするんです。そうでないと、自治体の行政計画になっていけないので。

なので、ここの「地域文化財の一体的保存活用」というのは、「一体的」は要らないです。「総合的な」か、あるいは「重点的な」保存活用という形。一体である必要は全然ないです。というのは、御存じのとおり、文化財はいろんな種類があるので、いろんなやり方、いろんな可能性を残して総合計画があるのだと。これはひょっとしたら、将来、お客さんが呼べるような、超一流の文化財になって、1か月だけ公開するだけで美術館に長蛇の列ができるかもしれない。それで、こちらの文化財建造物は、泊まれるようになって、それで、まちや地域が活性化するかもしれない。

それから、もう一つ私が付け加えて言っておかなければいけないと思っていたのは、実は東京都の中には、祭りを中心に考えている人たちがいるんです。それで、残念なことに、なぜか、山車を、ガード下に来ると、みんな下げながら、こうやって祭りをやっている

ころが幾つもあるんです。それは非常に悲しくて、昨今、日本橋の上の首都高がどいてく
れるということになったので、あそこを通る山車はどうどうと通れるようになるのだなと
は思ったのですけれども、それはとても私としてはハッピーなことだったので、すごく、
地元の人たちと話している中で、よかったねと言える商店会のおじさんたちの顔が、ぱぱ
っと浮かんだのですけれども、実は祭りというものは、その祭りに人が集まるための広場
が必要なんです。ましてや、そこに電線がない方がありがたいんです。そうすると、渡御
が行われて、神様がみこしで通り、ある1か所で演舞する場所が必要なんです。そういうま
ちづくりを実は東京は本当はしたいんです。ところが、なかなかこういう総合計画の中
に入っていないがために、まちづくりの人たちは祭りのことを忘れてしまうんです。そう
すると、ぱっと広い道路はできました。それなのになぜか高架で覆われていますというよ
うな状況が起きていて、そうすると、せっかくここで見せ場だったところが、これのせいで
見えなくなってしまったんだよという、おじさんたちが結構いらっしゃるんです。そう
いう地区もあるので、まさにこの総合的な計画で、祭りのためのまちづくり、祭りのための
道具の修理、あるいは祭りのときに見せている都指定の文化財の仏像が渡御してしまうと
きがあるんです。都指定になったので、本当はみこしに乗せてはいけないのでしょうかね
などという質問もあるのですけれども、いや、もうそのときは修理しましょうということ
で、渡御させてから、また一生懸命、消毒というのでしょうか、虫なども取って、カビな
どもないか確認して、しまっただくというような形を取っているのですけれども、そ
ういうような、自分たちの地域の中で何を重点にするのかという、まさに基本計画であり
ながら、重点計画であるような気がするんです。それで、そのときそのときの、やっぱり
地域の人たちが何を求めているのか、そのために行政が何を準備してあげるのかという視
点に立って、次の4年間では何をやる、その次、何をやるという形で、継続的に作れるよ
うな計画になっていただければなと私は思いました。

そうやることで、実はもう一つ欲張っていて、雇用が生めないかと思っているんです。
向こう4年間、仕事があるという、少し雇用が実はできるんです。1年では雇用ができな
いのですけれど。4年あると雇用ができて、ではそれが終わったら、その次にこういう雇用
が生まれるねというのも、地域の人たちが予想がつくようになるんです。その典型的なの
が小笠原の世界遺産だったのですけれども、まさにあそこは、島自体をマネジメントする
という考え方で振興計画を作ったんです。世界遺産としてマネジメントする。だとすると、
何をやるためには、その前に調査が要るよね。そうしたら調査には雇用が生まれるよね。

島外から人が来るよりも、自分たちでやった方がいいよね。そこに雇用が生まれるものね。そういうことになると、エコツアーというの也需要だよ。エコツアーをやるのだったら、まず勉強しないとね。先生を呼んできたなら、自分たちで何とかして、ガイドンスというか、ガイドできるようなライセンスをお互いに作り合って、それでエコツアーは、ライセンスを持っているところだけがツーリズムできるようにしようよとなると、そこでもう皆さん、切磋琢磨して、エコツアーも生まれてくるんです。それを目の当たりにして見ているので、多分、これをうまく、4年間か5年間とか、それぐらいで作れば、雇用も出てくるのではないかなと。それで、うちの町村にいるのですけれども、美術工芸の修理師の若手がいまして、その人が、やっぱり4年か5年修理でき、それで評判が立つと、次の文化財、これも直してくれないかと、地域の人が、やっぱり持ってくるんです。そうすると、そのうちに、彼もまた勉強したくなって、文化庁の研修に出てみたいなどという言い方もしてくるようになってくるんです。是非、そういう観点での、サイクリックで積み上げられるような行政手法を生み出していただければなと思いました。以上です。

【山本調査会長】　　ここは調査会なので、理想的な文言をどんどん盛り込んで、本当に保存と活用が両方回るような豊かな中身を付ければいいと。あと、負担はちょっと、伝統文化課に負うかもしれません。高橋さんと藤井さん。高橋さんから。

【高橋委員】　　2回ほど休んでしまって済みません。『Discover Japan』という雑誌をやっておりますが、お話をいろいろとお伺いさせてもらっていて、ちょっと論点がずれるかもしれないのですけれども、ちょうど今、僕は次に職人の特集をやらせていただいております。職人レッドデータブックを作りたいのでということで、委員の方々からも御協力を頂いて、情報など頂きました。文化庁さんからも頂いて、ありがとうございます。それで、やっぱり文化財、保存と活用とありますけれども、そもそも文化財という物というか作品ですけど、それは誰が作ったか。やっぱり人が作ったわけで、日本人が作ったわけですね。やっぱり、何か人にフィーチャーするというようなのもどうなのかなと思いついて、物を作る、継承する人たち、作る人たち。

たまたま、ここ2週間ぐらい、いろんなところに行きまして、二つほど紹介したいのですけれど、一つは、奈良の漆器を作っているらしい樽井祇酔さんという方で、春日大社にずっと納めているような、お作りになられている方なのですけれども、もう、70ぐらいですか。元春日大社の権宮司の岡本先生という方に、おまえ、職人の特集をやるのだったら、本物を紹介しろと。本物は俺が紹介してやると言われて、ついて行って、紹介させてもら

ったのですけれど、もう、全く、漆器に対する概念が変わりました。それは金野さんも、文化財である前に生活の道具だと言われていましたけれども、神様に奉納するものも作るのですけれど、普通に使われるものも作っている。それで、たまたま奈良に檜舎さんという和菓子屋さんがあるのですけれど、そこで、樽井先生が作られている器を使っているのですけれど、その同じ器で、今だったらかき氷を出します。それで、冬になるとぜんざいを入れます。かつ、その檜舎さんは、その器を食洗器に入れます。漆器で食洗器に入れて大丈夫なのですかと言ったら、大丈夫だと。本物の漆器は、熱だとか何だとか、そんな弱いものではないと言うんです。だから、その檜舎さんも、高いのですけど日用使いで使えるからこそ、樽井先生のを使っているのだと言うんです。そんな現場をちょっと見せてもらったり。では本物とは何ぞやということをしごく考えさせられましたし、その彼の言葉で、今言ったのは、国産漆が異常に高いと言っていました。なかなか使えない状況にわざとなっているのではないかというぐらい高いのだというようなことを、何か言われていました。ちょっと、問題提起みたいなこともお伺いしました。

つい先週は小川三夫さんのところに行ってきました。西岡常一さんの最後の内弟子の小川三夫さんに、もう、口説きに口説きまくって出てもらったのですけれども。その彼などと話をしていると、お伺いしていると、法隆寺の再建のときとか法輪寺とか、彼が若い頃から西岡先生について触っていて、くぎが使う、使わないという論争があったと思うのですけれど、もうそんな、くぎなど使えないよと。何でかと言ったら、あんな大木を、くぎを刺してもつわけがないと。だから、物理的に彼らとしても、技術として木を組み合わせるしかなかったんです。それは俺、作っていて、しごく分かると言うんです。それで、更に言ったのは、昔のそういう、たくみの人たちは本当にしごくで、そういったもの、法隆寺を建てながら、奈良の平城京を作っていたわけですからけれども、小川三夫先生が薬師寺の東塔をいじるときに、一番上に上がって、そのときに、ぱっと奈良の都が見えた。当時、たった60年で法隆寺、今なくなっているお寺もありますけれども、誰が、あのたった60年の間に、あんなに巨大な建造物を作ったのかということは、俺は自分で作っているから分かると言うんです。それぐらい、やっぱり日本の昔の宮大工の人の技術だったり、たくみの力だったり、もう、相当のものだったというお話などを聞くわけです。

やっぱり、そういう話というのは、もっともっと、文化財を守る上で、いろんな方に話してあげてもいいと思いますし、あと最後に小川さんが言われていたのが、彼も法隆寺に、たまたま修学旅行で行って、もう大感動して、宮大工になろうと思ったらしいのですけれど

ども、同じときに、彼が仕事に行っているときに、修学旅行生が法隆寺にいますよね。そのときに、一人、もう金髪で、こんな太い短ランでドカンを履いた、もう気合いの入った不良の方がいらっしゃっているわけなのですけれど、その彼がいきなり、ぱっと彼が見たときに、その法隆寺のいわゆるエンタシスの柱ですね、それにいきなり抱き付いたという。金髪のお兄ちゃんが、がっど。横では解説をいろいろしているのですけれど、そのお兄ちゃんだけは、がっど抱き付いたと。それで、小川三夫先生はそれを見て、お、こいつは分かっているなと思っただけなんです。大体、修学旅行で行って、法隆寺に行って、はい、エンタシスですと解説して、それでみんな素通りしてしまうわけです。だから、それも一つの日本の教育のこともあるのかなと。ただ知識だけを教えるのではなくて、そこの本質のところをちゃんと教える。あとは、やっぱり感じる力というか、感受性みたいなものを育むようなことを、もっと人間として感じてほしいなみたいなことを言われていまして、それはちょっと、つい先週のエピソードでお話しさせてもらいましたけれど。

済みません。ちょっと横道というか、論点が外れるとは思うのですけれど、ただ、やっぱり物とは人が作るわけで、その背景とかストーリーみたいなものをちゃんと伝えること。本物を伝えるのと、その裏には人があること、そのところをしっかりと伝えることが、保存であり活用であり、そこにつながるのかなとは思いました。僭越ながらですけれども。

【山本調査会長】 ありがとうございます。時間は迫ってきたのですけれど、では藤井先生。

【藤井委員】 先ほど大変厳しいことを発言したような気がするのですけれど、実は3ページの右側の図というのは、私は、例えば伝建とか、地方の都市で調査を引き受けたりすると、実はこういうことを実現したいと前々から思っているんです。だから、すごくこの趣旨は賛成なんです。ただ、なかなかそれがうまくできない。なぜできないのかというと、地元の方の行政で、例えば文化財行政とか観光行政とか出張部局とは、みんなばらばらに切れてしまっているものですから。それで、文化財行政をやっている、全然こういうことはうまくいかないというのを、そういう経験が長いんです。

それで、これを例えば今、実現しようと思うと、どういうことになるかなと、ちょっと考えてみましたら、例えば総合的な保存活用の基本計画を立てようということになると、これは地方行政、そんなにいろんなことができる人がいっぱいいるわけではないから、誰かに頼むと。だから、例えばコンサルにお願いしますよという仕組みになる。これは割と地方行政はいろんな施策を考えるときに、コンサルに何がしかのお金を渡して、それで上

がってくる。そうすると、優秀なコンサルもいっぱいいますけれど、そうではないのもいるし。それで、まだこういう仕事というのは、そういうのが技術開発されていないから、手探りでずっと。手探りで最初やっている間は、すごく優秀な人たちがいろんなことができるのだけど、あるときになるとステレオタイプ化するから、ちょっと危ないところもあるなど、そういう印象があつて。

それで今、例えばこういう仕事が私のところに降ってきたら、もうちょっと若ければ、これは引き受けてもいいなど。ただ、大学というのは、そんなに高いお金で普通引き受けないんです。300万とか400万とかが上限で。というのは、学生はただ使いとは言いませんけれども、給料を保証するわけではないですから、そんなもので。それで、教育委員会系の仕事は大体そんなものなんです。300万とか400万。大学ではそれを超えることはまずない。それで、それを超える500とか、500を超えてきましたら、コンサルのところに行くんです。ですから大変微妙でして、この計画を策定するのは、一体どのぐらいで考えるかというのは大変大きいです。

それで、もう一つは、ある市に行ったときに思ったのですが、私たちは例えば300万ぐらいのお金で引き受けている。そうすると、別のコンサルが、総合部局で1,000万ぐらいで仕事を引き受ける。それで、報告書が出てきて戦うと、金額の安い方が負けるんです。それははっきりしていて。だって、それはそうですよね。ですから、他の政策に勝つには金額が重要であると。そこら辺の問題です。それで、文化財は全体的にお金の単位が低い。だから、大体、地方行政でも負けているということになります。

【山本調査会長】 ありがとうございます。では一言。

【金野委員】 3ページの図になって、先ほども自治体はどうかというふうに会長がおっしゃったのですが、自治体に過度の期待はしない方がよいわけです。これまでの議論があつたように、自治体の職員は常に新人なので、組織として、熟成していくということが苦手なわけです。だから、仕組みを作るのが役割かと思うんです。

それで、一つのアイデアですけれど、DMOというのがありますよね。DMOは、観光の目線からできています。でも、destination、その土地の歴史・文化を観光に生かそうという観点からできているので、これはきっと相性がいいはずなので、一つ、そういうDMOの活用ということを考えると良いのではないかと。観光庁と文化庁は連携協定しているというお話も聞きますしね。DMOには行政も入っていたりしますので、この絵に大分、組織的には近いと思うんです。それで、こういう協議会があり、それを、実行部隊となるDMCがその中に位置づ

けられるというような構造は、この絵とたまたま一緒なので、そういうアイデアがあるのではないかなと思います。

済みません、会長。もう一つだけ。今ちょっと、また言葉の定義の問題なのだけど、収蔵しているとか展示しているというのは、もう活用ではないと考えた方がよくないですか。

【山本調査会長】 保存の領域。

【金野委員】 もう、保存のカテゴリーですよ。展示というのは、保存したものを、そこに置いてあるだけなのですから。それは活用とは言いません。ということにすると、少し議論が整理しやすくないかなと思います。

【山本調査会長】 ラーニングという概念もあります。刺激的な議論をありがとうございました。

文化財そのものの定義も非常に多様というか、階層化しなくてはいけないのですけれども、やっぱりシステム化するときも、市民社会というか地域社会から始まって、国の権限まで及んで、非常に構造的にいろいろ考えなくてはいけないのではないかなと思うのですけれども、我々、調査会なので、レポートは理想的なものをいっぱい組み込んで、理想的な法律を作るというのは非常に難しいという気がしますが、しかし、立派なレポートがあって、法律も理想に近づくというところがあると思いますので、出された危惧とか定義付け、理念の部分も、大いにやっぱり、きょうの議論で書き込んでいただくのがいいのではないかな、それで、そうできるのではないかなと思います。実際、人材のことも、本当に多様な人材が必要だということは各現場から言われておりますけれども、実際には自治体が抱え込むとすると、総務省に定員管理で絞られているわけでしょうけど。だから、なかなか難しいわけで、しかしそういう人材が社会に必要なということは根拠のあるものでありますので、その辺はまた書き込むこともできるのではないかなと思います。更に議論は進みますので、きょう御発言されなかった方も是非メール等でフィードバックしていただいて、次は8月早々にまたやるということですので、そこにも生かせるような形での、またよろしくお願ひしたいと思います。どうぞ、議論としては、きょうはこれで終わりたいと思います。

では事務局、よろしくお願ひします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 事務局の方から事務連絡をさせていただきます。次回ですが、8月2日、水曜日の午後2時から午後4時まで、場所は中央合同庁舎7号館西館の12階、第2特別会議室で開催いたします。詳細につきましては追ってメールで御連絡させていただきます。

きますが、また次回の会議日程が少し近いため、本日、資料をお配りさせていただきましたが、保存と活用とそのバランスとといったことで、どういったような懸念があるかとか、こういったことが必要ではないかといったような御意見について、またメール等で頂けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山本調査会長】　きょう、では第5回の会議をこれで終わらせていただきます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 了 —